（日本年金機構法施行令の一部改正）

第二条　日本年金機構法施行令（平成二十一年政令第二百八十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の表第百二十四条の項中「第百二十四条」を「第百二十六条」に改める。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部改正）

第三条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項中「第百二十四条」を「第百二十六条」に改める。

別表第十九号中「第百四十三条第一項」を「第百四十六条第一項」に、「第百五十三条」を「第百五十六条」に、「第百五十六条」を「第百五十九条」に、「第百六十二条第一項」を「第百六十五条第一項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（次条において「整備法」という。）第五十一条の規定の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

（個人情報の保護に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この政令の施行の際現に整備法第五十一条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律第二条第十一項第二号に規定する地方公共団体の機関及び同項第四号に規定する地方独立行政法人が保有している個人情報の保護に関する法律第六十条第二項に規定する個人情報ファイルについての第一条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律施行令第二十一条第一項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「個人情報の保護に関する法律施行令等の一部を改正する政令（令和四年政令第百七十七号）の施行後遅滞なく」とする。

（出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部改正）

第三条　出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十三年政令第四百二十一号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項第二号中「第二十一条第一項第一号」を「第二十二条第一項第一号」に、「第二十八条」を「第二十九条」に改める。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う総務省関係政令の整備に関する政令の一部改正）

第四条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う総務省関係政令の整備に関する政令（平成二十七年政令第三百一号）の一部を次のように改正する。

附則第九条中「第二十一条第一項」を「第二十二条第一項」に、「第二十八条」を「第二十九条」に改める。

（宮内庁組織令の一部改正）

第五条　宮内庁組織令（昭和二十七年政令第三百七十七号）の一部を次のように改正する。

附則第六条第三項中「第三十条第一項」を「第三十二条第一項」に改める。

（復興庁組織令の一部改正）

第六条　復興庁組織令（平成二十四年政令第二十二号）の一部を次のように改正する。

附則第七条第一項の表個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）の項中「第三十条第一項」を「第三十二条第一項」に、「第三十四条第二項」を「第三十六条第二項」に改める。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　金子　恭之
法務大臣　古川　禎久
厚生労働大臣　後藤　茂之

港則法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年四月二十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百七十八号

港則法施行令の一部を改正する政令

内閣は、港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）第二条の規定に基づき、この政令を制定する。

港則法施行令（昭和四十年政令第二百十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一宮城県の部気仙沼の項中「上段灯台（北緯三八度五二分四八秒東経一四一度三六分一七秒）から一六二度三〇メートル」を「梶ヶ浦防波堤突端（北緯三八度五三分東経一四一度三六分七秒）から一四八度四六〇メートル」に改める。

別表第一鳥取県島根県の部境の項中「三、七六〇メートル」を「四、一一五メートル」に、「二四一度一、三四〇メートル」を「二四四度三〇分一、七一五メートル」に、「一三八度三〇分」を「一四八度」に改める。

附　則

この政令は、令和四年五月一日から施行する。

国土交通大臣　斉藤　鉄夫
内閣総理大臣　岸田　文雄